



Title	荀子における「士大夫」呼称の成立について
Author(s)	井上, 了
Citation	中国研究集刊. 2007, 44, p. 20-31
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/60827
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

荀子における「士大夫」呼称の成立について

井上了

筆者は「荀子の理想社会における世襲制」（加地伸行博士古稀記念論集『中国学の十字路』研文出版、二〇〇六年）において、荀子における下級官吏（「官人」「百吏」）が世襲とされるのに対し、「王者」や「士大夫」の身分が

世襲されず、個人の道徳的能力によってこれらの身分が獲得されることを指摘した。「士大夫」なる語は『荀子』の他『周礼』『儀礼』など漢代以降の文献に頻見し、後世にはいわゆる儒家官僚を指す語として一般化した。

坐而論道、謂之王公。作而行之、謂之士大夫。（『周礼』考工記）親受其職、居其官也。（鄭注）

しかしこれは奇妙な語である。周制とされる「卿・大夫・士」（注¹）からは導かれ得ず、現に金文や『詩』『書』の「士」（注²）と古書に「士大夫」の用例は無い（注³）。それどころか『論語』『孟子』にまで降つても「士大夫」は見えないものである。そもそも「卿・大夫・士」のうち下位二者

を連称するならば「大夫士」となるべきであつて、「士大夫」が周制とは無関係な用語・概念であることは明白である。

一 論語・孟子における「士」と「大夫」

「君子」が道徳的な地位を指すのに対し（注³）、「大夫」や「士」は世襲の貴族身分を示す呼称であると一般には解されている。これは『左伝』などによつて定着したイメージであろう。「大夫」は『論語』においても社会的身分として、たとえば下記のように用いられる。

以吾從大夫之後、不可徒行也。（先進）

以吾從大夫之後、不敢不告也。（憲問）

しかし「士」は、『論語』においても既に「士而懷居、不足以為士矣。（憲問）

行已有恥、使於四方、不辱君命、可謂士矣。（子路）

などと、道徳的な地位を指す語として用いられている。

上級貴族たる「大夫」に対する下級貴族としての「士」呼称は『論語』中に存在しない。すなわち、社会的に高位の「大夫」、道徳的に高位の「士」という使い分けを『論語』はすでにに行っている。

降つて『孟子』には

王曰、何以利吾國。大夫曰、何以利吾家。士庶人曰、何以利吾身。上下交征利、而國危矣。（梁惠王上）
無罪而殺士、則大夫可以去。無罪而戮民、則士可以徙。（離婁下）

庶人以旃、士以旂、大夫以旌。（万章下）

などとある。またこれは「周室班爵祿」を回顧した記述であるが、

君一位、卿一位、大夫一位、上士一位、中士一位、下士一位、凡六等。（万章下）

ともあつて、これらを総合すれば

王（君）→（卿）→大夫→士（上士・中士・下士）→民（庶人）

という上下構造が予想される。さらに

天子不仁、不保四海。諸侯不仁、不保社稷。卿大夫

不仁、不保宗廟。士庶人不仁、不保四体。（離婁上）

葵丘之会……四命曰、士無世官、官事無攝、取士必

得、無專殺大夫。（告子下）

などによつて、「大夫」は世襲、「士」は一代限りといふ区別が認められよう。また

仁義忠信、樂善不倦、此天爵也。公卿大夫、此人爵

也。（告子上）

は、「大夫」以上が「爵」であつて「士」以下は「爵」ではないという認識を示すものだとも解し得る（注4）。「大夫」について言えば、

今之大夫、今之諸侯之罪人也。（告子下）

などとあり、『孟子』は「大夫」の身分に道徳的な資格を求めないようである。

ところが『孟子』には、

諸大夫皆曰賢、未可也。国人皆曰賢、然後察之、見

賢焉、然後用之。（梁惠王下）

使諸大夫・國人皆有所矜式。（公孫丑下）

などともあつて、「大夫」の下に「士」ではなく「国人」を置く記述も認められる。「国人」は、『左伝』においてはしばしば輿論を決定づける役割を果たしており、襄公・昭公期に入ると国人が執政たる大夫と衝突する例も目立つようになる（注5）。

鄭子孔之為政也專、國人患之。（襄公十九年）

崔杼立而相之、慶封為左相、盟國人於大宮。（襄公二十五年）

『孟子』のいう「士庶人」とは、いわゆる国人以下の層を漠然と指したものかとも疑われる。

二 文官としての「士大夫」と軍人としての「士大夫」

『荀子』に至ると「国人」の用例は激減し、富國・正論・樂論・君子・王制・王霸・君道・議兵・榮辱・強國など諸篇にて「士大夫」に言及するようになる。

農分田而耕、賈分貨而販、百工分事而効、士大夫分職而聽、建國諸侯之君分土而守、三公摠方而議、則天子共己而止矣。（王霸）

爵列尊、貢祿厚、形埶勝、上為天子諸侯、下為卿相、

士大夫、是榮之從外至者也、夫是之謂埶榮。（正論）

聖王在上、分義行乎下、則士大夫無流淫之行、百吏

官人無怠慢之事、衆庶百姓無姦怪之俗、無盜賊之罪、莫敢犯大上之禁。（君子）

これらによれば、「士大夫」は「天子」「王公」「諸侯」の下、「官人百吏」「庶人」の上に位置する身分を指すものかと認められる。だがこの「士大夫」は単なる社会的な身分呼称ではない。「官人百吏」よりも道徳的に上位を

占める儒家官僚を指す道徳的な呼称でもある（注6）。この意味での「士大夫」の用例は『荀子』が最古であり（注7）、しかも『荀子』の用例数はすでに豊富である。つまり『荀子』においては、「士大夫」は上記の意味ですでに定着した語と認められる。

だが『荀子』に前後する諸書においては、「士大夫」の語は上記とは異なる意味で用いられる。

武侯設坐廟廷、為三行、饗士大夫。（『吳子』勵士）
故四更也就為大良造、以戰故、暴首三、乃校三日、將軍以不疑、致士大夫勞爵。（『商君書』境内）

これらはそのまま戦国前期の呉起・商鞅の語とは見なし難いが、これらの「士大夫」が道徳を備えた官僚ではなく、兵卒あるいは下級軍人を指すことは注意される。同様の用例としては、

今吳越之國、相与俱殘、士大夫履肝肺、同日而死。

（『呂氏春秋』季秋紀）

完子請率士大夫以逆越師。（『呂氏春秋』似順論）
襄子謂張孟談曰、「糧食匱、財力尽、士大夫羸病、吾恐不能守矣。」（『韓非子』十過）

主父欲令子主治國、而身胡服將士大夫西北略胡地。（『史記』趙世家）

大王及宗室所賞賜者尽以予軍吏士大夫。（『史記』廉

頗蘭相如列伝

自郢至此、士大夫亦久劳矣。今得国舍之、何如。〔史記〕鄭世家)

などが挙げられよう。このうち最後の例は、鄭襄公の降伏を容れようとした楚莊王に群臣が反対した発言だが、同じ事件を記した『左伝』宣公十二年はこの発言を「不可許也。得国無赦。」とのみ作る。すなわち「士大夫亦久劳矣。」は『史記』の潤色と考えられ、「このことは「士大夫」が新しい用語であることを却つて示す。つまり「士大夫」とは戦国中期から後期に一般化した語で、兵卒あるいは下級軍人・軍吏を指して用いられたと考えられる(注8)。

「士」とはもともと下級貴族であり國軍の基盤を担う者の称であった。しかし戦国期に進行した戦術の転換にともない、「士」の価値は下落していくとされる。たとえば『孫子』謀攻篇・九地篇に見える「士」は明らかに非熟練兵を指しており、『左伝』閔公二年などの「士」も下級兵士を指す用例と認められる。またたとえば「士卒」の語は『孫子』と『墨子』非儒下に見える他には、『呂氏春秋』『韓非子』『吳子』などに降つてはじめて多く用いられ、戦国末期に一般化した語と見られよう。

一方で「士」を有徳の君子との意で用いる例も、戦国後期の文献には多く認められる。

『墨子』公孟篇に「國士戰且扶人、猶不可及也。」とあり、また『荀子』子道篇に「雖有國士之力、不能自舉其身。」などとあれば、「國士」の原義は「國家に認められた(あるいは「國で一番の」)強健な兵士」であろう。降つて『史記』刺客列伝には「至於智伯、國士遇我。我故國士報之。」とあって『戰國策』にも類文あり)、これは兵士ではないが「死を軽んじる勇者」の意味で用いたものとも一応は解し得よう。しかしむしろ「主君のため必ず復仇する者」といった道徳的な意味に転化したものとこの「國士」は解すべきではなかろうか。

『呂氏春秋』士容論で議論される「士」は明らかに道徳的な意味である。また仲冬紀には「天下之國士」という(「國士」の原義から乖離したかのようだ)表現がある。『史記』張耳陳余列伝は兩人を「魏之名士」とし、「名士」の語は『呂氏春秋』に初見する。「士」が封建的な身分(「卿・大夫・士」の士)や兵士の身分(士卒)ではなく道徳的な意味(「君子」のとき)に転化している状況が

看取されよう（注9）。

このよな中にあつて、『荀子』がはじめて「士大夫」を（徳を修めた官僚）の意で用いた。荀子以降の諸子にも「士大夫」の用例は稀であつて（注10）、「士大夫」という語、すくなくとも能以称義偏矣。（君道）

天子諸侯無靡費之用、士大夫無流淫之行、百吏官人無怠慢之事、衆庶百姓無姦怪之俗、無盜賊之罪、其能以称義偏矣。（君道）

といふ意味での「士大夫」は、『荀子』に特徴的な語だと断定し得る。

荀子における「士大夫」が世襲身分ではなく個人的な道德あるいは学識によつて得られる資格であることは

上賢使之為三公、次賢使之為諸侯、下賢使之為士大夫、是所以顯設之也。（君道）

雖王公士大夫之子孫也、不能屬於礼義、則帰之庶人。雖庶人之子孫也、積文学、正身行、能屬於礼義、則帰之卿相士大夫。（王制）

是榮辱之分也。聖王以為法、士大夫以為道、官人以為守、百姓以成俗。（正論）

志行修、臨官治、上則能順上、下則能保其職、是士大夫之所以取田邑也。循法則、度量刑、辟囯籍、不知其義、謹守其數、慎不敢損益也、父子相伝、以持

王公、是故三代雖亡、治法猶存、是官人百吏之所以取祿秩也。（榮辱）

などによつて明らかである。
ところで『荀子』においては、「士」の地位（「士大夫」ならぬ）も「学」によつて獲得される。

學惡乎始、惡乎終。曰、其數則始乎誦經、終乎饒禮。其義則始乎為士、終乎為聖人。（勸學）

匹夫問學、不及為士、則不教也。（儒效）

故学者、……嚮是而務、士也。類是而幾、君子也。知之、聖人也。（解蔽）

またこの意味での「士」を、『荀子』は「君子」あるいは「士君子」とも称する。

彼学者、行之、曰士也。敦慕焉、君子也。知之、聖人也。上為聖人、下為士・君子、孰禁我哉。（儒效）

上の例は「士」と「君子」との連称だが、下記においては明らかに「士君子」は語として熟している。

祭者……聖人明知之、士君子安行之、官人以為守、百姓以成俗。（礼論）

礼者……人有是、士君子也。外是、民也。（同）

有小人之弁者、有士君子之弁者、有聖人之弁者。（非相）

有小人之勇者、有士君子之勇者。（榮辱）

では「士」あるいは「君子」と「大夫」とは、『荀子』やそれ以前の諸子において、どのように関係するのか。

四 「君子」のインフレ

社会的に高位の「大夫」、道徳的に高位の「士」という使い分けが『論語』において既に認められることは上に指摘した。「君子」は『論語』中に百例近く見えるが、この呼称も「士」と同様、道徳的な地位に対して用いられ、社会的な身分を前提とする呼称ではない（注11）。

君子食無求飽、居無求安、敏於事而慎於言、就有道而正焉、可謂好學也已。（學而）

君子周而不比。小人比而不周。（為政）

郭店楚簡について見れば、『緇衣』『窮達以時』『性自命出』『六德』などに見える「君子」は道徳的に正しい者を指すと認められ、とくに『五行』や『忠信之道』が五行皆形于内而時行之、謂之君子。士有志於君子道、謂之時士。（五行）（注12）

忠人亡讒、信人亡背、君子如此、故不重生、不背死也。（忠信之道）

としておれば、これらの「君子」が社会的身分を前提としない道徳的な呼称であることは明らかだろう。また『成

之聞之』の「君子」は「立民」「道民」「戰与刑民」する君主と考えられ、『尊徳義』の「君子」は「君」「為人上者」「為政者」とされ君主の身分を持つものだが、これら「君子」は「身備善以先之」「尊徳義、明乎民倫」を前提としており、やはり道徳的に正しい者と認められる。

孟子においても「君子」は道徳的に正しい者という意味で原則的には用いられる。たとえば

君子有三樂、而王天下不與存焉。（盡心上）

などであるが、しかし僅かながら

古之君子、過則改之。今之君子、過則順之。（公孫丑下）

君子犯義、小人犯刑、國之所存者幸也。（離婁上）

諸君子皆与驩言、孟子独不与驩言。（離婁下）

という例外があり、道徳的に正しくない「君子」、すなわち単なる社会的な身分に対して「君子」の称を用いたと認められる例がある。なお『孟子』が「大夫」に道徳的な意味を付与しないことは冒頭に指摘した。

『墨子』においては、

天下失義、後世之君子、或以厚葬久喪以為仁也、義也、孝子之事也。（節葬下）

是以知天下之君子也、弁義与不義之亂也。（非攻上）などと、「義」をわきまえない「君子」が批判される。ま

た耕柱篇や貴義篇・魯問篇などは「世俗之君子」「世之君子」「士」などを批判しており、「君子」は有徳者に対する呼称ではなく、単に知識人イシナゲンを指す語に低下している。とくに耕柱篇が「士」と「君子」とを互用していることは注目されよう。道徳的に正しい者への称として『墨子』(十論部分)が用いるのは、单なる「士」あるいは「君子」ではなく、「賢士」「賢良之士」「忠信之士」などである。要するに『孟子』や『墨子』においては「君子」

「士」といつた語に価値の低下が認められ、これらは道徳的な評価ではなく、単に身分あるいは知識が高いという程度の尊称として用いられているように見られるのだ。しかし『荀子』に多数見える「君子」は、たとえば
君子、小人之反也。(不苟)

君子無爵而貴、無祿而富。(儒效)

とあるように全て道徳的に正しい者の称で、「君子」を批判する言は『荀子』中に認められない。また荀子において「士」と「士君子」とがほぼ同義に用いられることが先に指摘した(注13)。

五 墨子の「士君子」と荀子の「士大夫」

「士君子」も先秦では稀見に属す語である。『荀子』に

十数例が見える他には、『墨子』の十論部分に「天下之士君子」「天下王公大人士君子」といった形で見えるのみで、しかもこの限定された範囲での用例数は四十に近い。すなわち「士君子」はきわめて『墨子』的な語だと断定される。ところで

今天下之士君子

中聖王之道、下欲中国家百姓之利。(節葬下)

今天下之士君子、知小而不知大。(天志上)

今天下之士君子之書、不可勝載、言語不可尽計、上

說諸侯、下說列士、其於仁義則大其遠也。(同)

などを見れば、『墨子』十論にいう「士君子」は、道徳性や封建的身分を必ずしも持たない知識人を指す用語だと了解されよう。

尚賢上篇・中篇には「王公大人」のみが見え尚賢下篇にて「天下之士君子」が初見する」と、尚同上篇にも「士君子」は見えず中篇・下篇のみに見えること、文体がもつとも素朴な兼愛上篇に「士君子」が見えず中篇にのみ見えること、その兼愛中篇では「天下之士君子」と「天下之君子」とが互用されること、そして何よりも、非攻上篇において義と不義とを弁えないと非難される「天下之君子」が非攻下篇では「天下之王公大人士君子」と表記されていることによつて、十論内部における「士君子」

の後次性は明らかである。「王公大人士君子」とは「王公大人」を敷衍説した語のようにも見えるが、しかし「士君子」「天下之士君子」のみが単独で用いられた場合には、封建的な身分を持たず個人の学識（道徳ではなく）によつて職を得、あるいは仕官せずに世間から尊敬される者は『墨子』における「君子」が道徳を前提としないことは明らかである。

ところで荀子は、自らを含む儒者を、從来の世襲貴族とは異なる新たな身分・職業として位置づけようとした。具体的には、上級貴族たる世襲君主（「王公」）と下級貴族たる世襲吏員（「官人百吏」）との間に割り込み、血縁によらず個人的な学識と道徳のみによつて国家の基幹部を運営する官僚である（注14）。

このような身分には、從来の世襲身分を指す「大夫」や「卿」といった呼称はふさわしくない。また「君子」「士」は（すくなくとも荀子においては）道徳的な地位を示す語であつて社会的な身分にはふさわしくなく、また『墨子』などによつてその価値が低下してもいた。

結局のところ荀子は、從来は軍人を指す語であった「士大夫」をこの意味に転用した。荀子の「士大夫」は血縁によらず個人的な能力・努力によつて獲得される身分で

あり、軍人としての「士大夫」の身分が「斬一首者、爵一級。」（『韓非子』定法篇引「商君之法」）とされるのと親和性はある。また「官爵之遷与斬首之功相称也。」（同）ともあつて、これはまさに「能力・努力によって官位を得る」という制度である。荀子が「士大夫」を「個人の能力・努力により身分を得た官僚」の意に転用したことには一定の妥当性も認められよう。しかしそれ以上に、「士大夫」とは「士である大夫」の意であつて、「士」（道徳的な地位）と「大夫」（社会的な身分）の一一致という荀子の理想を示す語であつたと考えられる。

六 荀子における「士君子」と「士大夫」

荀子は「士大夫」と並行して「士君子」という『墨子』的な語をも間々用いる。これはたとえば『唐虞之道』や『孟子』が「尚賢」という語を厳密に回避して専ら「尊賢」のみを用いるのとは異なる。戦国末期、諸家の雜揉が充分に進行していく状況下において、墨家的な語を厳密に回避する必然性を荀子はもはや感じなかつたものか。儒家系文献の中でも比較的新しい『大戴礼記』千乘篇や少間篇（注15）は「尚賢」や「兼愛」といった標語を抵抗なく用いており、また繫辭伝や象伝も「尚賢」を賞賛する。左

伝『閔公』年に見える、衛文公が布衣帛冠にて国力を恢復したとの説話は、明らかに墨家的なそれであろう(注15)。

小 結

むろん荀子が「士大夫」といういわば新語を敢て用了したことは、『墨子』的な「士君子」の語に忌避感を示したものだとも解し得る。しかし『墨子』が批判する「士君子」が社会的な身分を前提としない、あくまでも道徳倫理あるいは知識についての呼称であつたのとは異なり、『荀子』の「士大夫」は官僚の身分を得た儒者を指す。

『荀子』儒效篇は「聖人」と「士君子」とを対比しており、非相篇や榮辱篇は「士君子」と「小人」とを対比する。『荀子』の「士君子」は社会的なそれではなく道徳的な地位について述べたものと解されよう。修身篇に「士君子不為貧窮怠乎道。」とあり、「士君子」が「道」につとめる者を指す称であることは明らかである(注16)。これに対して、正論篇に「上為天子諸侯、下為卿相士大夫」と、富國篇に「士大夫聚、則國貧。」と、王制篇に「雖王公士大夫之子孫也、不能屬於礼義、則帰之庶人。雖庶人之子孫也、積文学正身行能屬於礼義、則帰之卿相士大夫。」とあれば、「士大夫」が社会的な身分を前提とする称であることもまた明らかである。つまり「士大夫」とは單なる「士君子」の置き換え語ではなく、「士君子」とは異なる意味を附与された『荀子』独自の語だと解される。

「士大夫」とは、春秋以前の「大夫」「士」といった封建的身分に直接由来する語ではない。世襲身分ではなく道徳あるいは学識により得られる擬制的な立場は、『論語』においては「士」と呼ばれ、後には「名士」「國士」といつた語を派生し、あるいは墨家によつて「士君子」と称されて批判の対象とされた。この「士君子」に代えて「士大夫」の語をはじめて用いたのは、荀子その人である。

ただし從來の「士」「君子」あるいは「士君子」が社会的な身分を必ずしも伴わない有徳者あるいは知識人を指示のに対し、『荀子』の「士大夫」は、礼を学んで「士」の資格を得た儒者であると同時に、社会的には「大夫」として世襲の下級吏員（「官人」「百吏」）の上に立つ高級官僚とされる。すなわち荀子は、道徳的な地位である「聖人」「大儒」と社会的な身分である「天子」「王者」との一一致（「聖王」）を問題としたのと同様に、道徳的な地位（「士」「小儒」）と社会的な身分（「大夫」）との一致（「士大夫」）を問題とするのである。

この意味での「士大夫」は荀子のいわば造語であるが、これが三礼などに取り込まれ用いられている（注18）ことは

漢代儒学に対する荀子の影響をあらためて示すものと評価される。また「士大夫」は、いわゆる二十等爵制における「大夫」からは独立した呼称であつて（注19）、儒家官僚の自称としては便利であつたろう。

以降においてはもっぱら「士大夫」が「道徳を備えた高級官僚」の意で定着し、最終的には科挙官僚の称となるのだが、兩漢以降における「士大夫」概念の展開については今後の課題としたい。

注

- (1) 『孟子』万章下や『礼記』射義・曾子問・『周礼』など。
- (2) 『逸周書』程典解に周文王の発言として「士大夫不雜於工商」とあるのは『逸周書』の後代性を示す。講談社『中国の歴史02』（一〇〇五年）は『逸周書』を『史記』以前の記録として重視するが、『隋書』經籍志を盲信して基本的な史料批判を怠つたものである。
- (3) 『白虎通』に「或称君子者何。道徳之称也。」とある。
- (4) たとえば『公孫龍子』跡府篇などには「士」の定義に関する議論が見えるが、これは「士」が特定の身分・爵位ではなく、他者からの主觀的な評語として用いられている状況を示す。また戦国末期以降に頻見するようになる

「天下之士」といった表現は、「士」の定義が拡散し切った状況を示すものと解されよう（後述）。

- (5) この「国人」が都市の軍事力の基盤を担う下級貴族であったことは、吉本道雅「春秋国人考」（『史林』六九一五、一九八六年）を参照されたい。なお同論文は、『左伝』における「君子」「小人」の用法について、「道徳的見地に基く人間類型として対比される」例と「身分呼称としてのより本来的な用法」とが併存することを指摘する。
- (6) 前掲拙稿。なお『荀子』には（士大夫ならぬ）「大夫」を用いる箇所が意外に少なく、その用例のほとんどが始。（礼論）

王者天太祖、諸侯不敢壞 大夫・士有常宗、所以別貴

始。（礼論）

天子棺槨十重、諸侯五重、大夫三重、士再重。（同）
天子株襷衣冕、諸侯玄襷衣冕、大夫裨冕、士皮弁服。

（富國）

など古礼を回顧する文脈で現れる。君主権の強化・集権化が進み、古い意味での「大夫」が消滅しつつある情勢を反映したものであろう。

- (7) 「士大夫」の用例は『周礼』・『儀礼』（士相見礼）・『礼記』（檀弓下・喪服小記・大伝）に見えるが、これらはいずれも戰国末あるいは漢代の完成と考えられる。『左伝』昭公三十年の「雖士大夫有所不獲數矣。」は「士」と「大夫」とを

連称したもので「士大夫」とは異なる。

なお檀弓篇の使用語彙の分析などからこれを戦国中期以前の成書とする論もあるが、檀弓のごとき雑駁な編纂物のうち一部分のみに歴史言語学的分析を加えて全体の完成時期を決定しようとするのは危険であろう。

(8)『左伝』や『國語』には晋制として「上軍大夫」「中軍大夫」「下軍大夫」が見え、これは軍事指揮官としての「大夫」である。また「將軍大夫」が『墨子』天志上・節葬下・尚同中および『管子』立政に見える。『墨子問詰』は

將軍、謂卿也。周礼夏官「軍將皆命卿」。春秋戰国時、侯國亦皆以卿為將、通謂之將軍。非攻中篇云「晉有六

將軍」、即六卿也。管子立政篇云「將軍大夫以朝」、水經河水酈注引竹書紀年云「邯鄲命將軍大夫適子代吏、

皆貂服」、並称卿大夫為將軍大夫。

とするが、「將軍」と「大夫」を併称した可能性もある。

周語に「農大夫」、韋注に「農大夫、田畯也。」とあり、ま

國語注には「農正、田大夫也。」という例も見える。「大夫」

に担当地域や職掌を冠した用例は多く、「士大夫」とは「士」を統括する責任者の意かとの解釈もあり得よう。しかし戦国後期における「士大夫」の用例はあきらかに兵卒を含んでおり、「士大夫」を上級指揮官とする読解を許さぬようである。

なお軍事的な意味での「士大夫」は、『荀子』にも

將死鼓、御死轡、百吏死職、士大夫死行列。(議兵)と見える。これは『荀子』に一般的な「士大夫」とは異質の用語法で古い兵家言の類がそのまま引かれて存したものかとも疑われようが、しかし『荀子』には他に

士大夫務節死制、然而兵勁。百吏畏法循繩、然後國常不亂。(王霸)

といった例もあり、文吏としての「百吏」と軍吏としての「士大夫」を対称する。

(9) したがつて『國語』が里克・荀息を「國士」と呼ぶのは春秋期の表現ではなく、後代の潤色と判断される。

(10)『墨子』三弁に「昔諸侯倦於聽治、怠於鐘鼓之樂。士大夫倦於聽治、怠於竽瑟之樂。」とある。これは『墨子』中で唯一の「士大夫」の用例だが、『荀子』的な「士大夫」すなわち「有德の高級官僚」に近いイメージである。三弁篇がいわゆる「十論」より遅れる」との、これは傍証となる。晏子春秋内篇諫下に「國之士大夫、諸侯四鄰賓客、皆在外。君其哭而節之。」とあるが、銀雀山本には該当部分が無い。『韓非子』においては詭使篇に「今士大夫、不羞汙泥醜辱而宦。」とあるのが文官としての「士大夫」の唯一の用例である。なお『戰國策』齊策の「士何易得而難用也。」を『韓詩外伝』七は「何士大夫得而難用也。」と作る。『荀子』の

影響という点から注目されよう。

- (11) 鄭玄は、一方では「君子、卿大夫也。」(檀弓下注)・「君子、大夫士也。」(玉藻注)・「君子、謂卿大夫士。」(鄉飲酒義注)などするが、他方では「君子、謂卿大夫及國中賢者。」(士相見礼注)として、身分としての「君子」と道徳的な地位である「君子」とを合わせ解するようである。なお湯浅邦弘「戦国楚簡と儒家思想―「君子」の意味」(『中国研究集刊』四三、一〇〇七)は、儒家系文献における「君子」を從政者とし、これに孔子のイメージが重ねられていたとする。
- (12) 文物出版社『郭店楚墓竹簡』を参照し、仮借字などは一々断らず通行字に改める。
- (13) 子道篇は「士」「士君子」「明君子」の別を述べるが、これは後学の手に出る篇とされる。
- (14) 前掲拙稿。
- (15) 『大戴礼記』少間篇に見える地理認識は前漢武帝期(おそらく元光年間)の情勢を反映したものだと筆者は考えている。顔師古所見の『孔子三朝』(『大戴礼記』三朝篇)が現行本『大戴礼記』少間篇とは別物と思われることは、別の機会に述べたい。
- (16) 『左伝』昭公十九年に「節用」を讃える発言が見えるが、『論語』にも「道千乘之國、敬事而信、節用而愛人、使民
- (17) ただし『荀子』礼論篇が「聖人」「士君子」「官人」「百姓」を列挙し、また「民」と「士君子」とを対比するのは、「士君子」と「士大夫」とを互用したのかとも疑われる。いずれにせよ儒家思想と墨家思想との混淆という状況においてのみ「士大夫」「士君子」とは互用され得たのである。
- (18) 上掲注(7)。これに対しても「士君子」は『礼記』鄉飲酒義に一例が見えるのみである。
- (19) 『漢書』百官公卿表に
爵。一級曰「公士」、二「上造」、三「簪裯」、四「不更」、五「大夫」、六「官大夫」、七「公大夫」、八「公乘」、九「五大夫」、十「左庶長」、
とある。なお顔注は「公士」について「言有爵命、異於士卒、故称公士也。」としており、「士卒」は未受爵の庶人とされるようだ。